

民生委員・児童委員手当（実費弁償）、定数の推移

年 度	手当(地方交付税)	定 数	配 置 基 準
昭和11年度	円 —	人 46,264	方面委員会（昭11.11.13勅令第398号） 方面委員の定数は、府県知事関係者の意見を徴し方面ごとに定める。
昭和21年度	—	122,905	民生委員令（昭21.9.13勅令第426号） 1 民生委員の定数は、地方長官の意見を徴して市町村の区域ごとに定める。
昭和23年度	—	128,293	2 要保護世帯 10～20世帯に民生委員1人 民生委員法（昭23.7.29法第198号） 1 民生委員の定数は、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聞いてこれを定める。 （以下同じ。） 2 厚生大臣が定める基準 民生委員の総定数125,000人を要保護者数50%、面積比10%、市町村数10%、児童数25%、産業従事者数5%で比例配分する。
昭和26年度	—	117,625	〈昭和23年度と同様〉
昭和28年度	—	124,248	厚生大臣の定める基準 民生委員の総定数125,000を人口比85%、面積比15%で比例配分する。
昭和31年度（～昭36）	2,000	122,057	〈昭和28年度と同様〉
昭和34年度	2,000	124,318	〈 " 〉
昭和37年度	3,000	127,330	〈 " 〉
昭和38年度（～昭42）	4,000	127,330	〈 " 〉
昭和40年度	4,000	129,793	〈 " 〉
昭和43年度（～昭45）	5,000	131,591	〈 " 〉
昭和46年度	6,000	134,991	〈 " 〉
昭和47年度	9,000	157,965	厚生大臣の定める基準 1 一般基準（世帯単位） (1) 東京都区部指定都市…270世帯ごとに民生委員1人 (2) 人口10万人以上の市…200世帯ごとに民生委員1人 (3) 人口10万人未満の市…170世帯ごとに民生委員1人 (4) 町村……………120世帯ごとに民生委員1人 2 特別基準 一般基準によりがたい特別の事情（地理的条件等）があるときは、特別基準で措置。
昭和48年度	13,000	157,990	
昭和49年度	18,000	161,612	〈昭和47年度と同様〉
昭和50年度	24,000	161,612	
昭和51年度	27,000	161,612	
昭和52年度	30,000	164,983	〈 " 〉
昭和53年度	33,000	164,983	
昭和54年度	35,000	164,983	
昭和55年度	38,000	169,161	〈 " 〉
昭和56年度	39,000	169,161	
昭和57年度	40,000	169,161	
昭和58年度	41,000	174,065	〈 " 〉

年 度	手当(地方交付税)	定 数	配 置 基 準
昭和59年度	42,000	174,065	
昭和60年度	42,000	174,065	
昭和61年度	43,000	179,061	< " >
昭和62年度	44,000	179,061	
昭和63年度	46,000	179,061	
平成元年度	47,000	184,321	< " >
平成2年度	49,000	184,321	
平成3年度	50,000	184,321	
平成4年度	54,000	189,965	< " >
平成5年度	55,000	189,965	▷平成6年1月から新たに主任児童委員制度が設けられた。
平成6年度	56,000	189,965 (13,936)	
平成7年度	57,000	197,102 (13,936)	<昭和47年度と同様>
平成8年度	58,000	197,102 (13,936)	
平成9年度	59,000	197,102 (14,455)	
平成10年度	59,600	202,369 (14,455)	厚生大臣の定める基準を変更(10.8.26) ○一般基準 東京都区部・指定都市……………220～440世帯ごとに民生委員1人 中核市・人口10万人以上の市…170～360世帯ごとに民生委員1人 人口10万人未満の市……………120～280世帯ごとに民生委員1人 町 村……………70～200世帯ごとに民生委員1人 ○特別基準 一般基準によりがたい特別の事情がある場合は特別基準で措置
平成11年度	60,100	202,369 (14,455)	
平成12年度	60,300	202,369 (14,455)	
平成13年度	60,300	206,198 (20,497)	民生委員・児童委員の配置基準から「特別基準」を廃止 主任児童委員の配置基準を変更(13.6.29) 民児協の規模が民生委員・児童委員の定数の39人以下……2人 " 40人以上……3人
平成14年度	60,300	206,198 (20,497)	
平成15年度	(59,100)	206,198 (20,497)	
平成16年度	(58,400)	208,801 (21,157)	
平成17年度	58,400	208,801 (21,157)	
平成18年度	58,200	208,801 (21,157)	
平成19年度	58,200	210,658 (21,445)	
平成20年度	58,200	209,588 (21,445)	

注1. 定数欄の下段括弧書は、主任児童委員定数(外数)。改選年の12月1日現在の数字。

2. 平成15年度及び平成16年度については、1人当たりの活動費は表示されない総額表示であるため、便宜上、1人当たり単価を算定している。